

次のとおり基本測量を実施するので測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により公告する。

令和3年10月1日

静岡県知事 川勝平太

1 測量機関

国土交通省国土地理院

2 作業の種類

基本測量（(1)電子基準点現地調査、(2)電子基準点附属標取付）

3 作業期間

令和3年6月1日から令和4年2月28日まで

4 作業地域

- (1) 静岡市、沼津市、伊東市、島田市、下田市、裾野市、牧之原市、賀茂郡河津町、南伊豆町、西伊豆町、周智郡森町
- (2) 下田市